

一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について、有識者から意見を聴き、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、一宮市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(事務掌握)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について、調査審議する。

(構成)

第 3 条 懇話会は、市長が委嘱する委員 15 名以内で構成する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。

(組織)

第 4 条 懇話会には、会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

3 懇話会には、必要あるときには部会をもうけることができる。

(招集等)

第 5 条 懇話会は、必要に応じて市長が招集するほか、市長の承認を得て会長が招集することができる。

2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。